

公表 平成14年度 行政区要望 第2弾

町では、毎年一斉に町内全行政区（市街地42・農村地域37）を対象にして、町への「行政区要望」を取りまとめています。今年も、各行政区長あてに要望事項の取りまとめをお願いする文書を6月3日付けで発送し、7月1日を提出期日としました。

7月号では7月1日受理分までを掲載

しましたので、今月は7月2日以降の受理分について公表します。

誌面の関係で、掲載内容は要約してありますので、ご承知ください。

下記掲載番号は受理順であり、また、行政区長名の敬称は略させていただきますので、ご了承ください。

担当：企画調整課広報広聴係（内線223）

NO	行政区名 区長名	要望・提案内容	回答内容	担当課名
1	青葉東 仲谷 昇	美生川堤防側の「ため池（東11条7丁目）」の安全柵設置について の「ため池」箇所の公園造成について	直ちに草刈りを実施し、安全柵を設置します。 将来的には、公園として整備する予定ですが、面積が小さいため国や道の補助を受けることができないのが現状です。また、町の財政事情も厳しいことから直ちに実施することは困難であることをご理解ください。	建設課 公園管理係 () 建設課 建設係 ()

NO	行政区名 区長名	要望・提案内容	回答内容	担当課名
2	洪山南 栄前田雅弘	<p>地下水枯渇による井戸からの飲料水確保改善対策 交通標識確認の支障となる沿道の草刈り・雑木枝払い 堆肥センター整備の大型車往来に伴う道路整備（歩道整備）</p>	<p>農業用水については、国営御影地区および芽室地区土地改良事業が進行中で、区域への通水が平成16年に予定されています。</p> <p>飲料用水につきましては、簡易水道の早期着手が困難なため、緊急措置として掘りぬき井戸にかかる工事費用の1/2以内（限度額150万円）を補助します。</p> <p>ご指摘のような箇所については、町内一円の道路パトロールの際に、枝払いや草刈りをしています。雑木処理については、民有地か道路敷地なのかの判別ができない箇所があり、対応に苦慮することがあります。</p> <p>町が道路敷地の立木を伐採したところ、個人所有の木を無断で切り倒したと、おしかりを受けることもありますので、地域の方と町が共同で作業することが最善の方法とされます（洪山・雄馬別地区では地域と町の共同作業を実施しています）。</p> <p>なお、明らかに個人所有地の立木から枝が道路上に出ている場合は、個人の責任で処理をしていただくこととなりますので申し添えます。</p> <p>町では快適な生活空間と交通基盤の改善を図るため、緊急性、重要性を考慮しながら、順次道路整備を進めています。ご要望の路線は、地域の生活路線であり、また、基幹産業である農業に果たす役割が高いということは十分認識しています。</p> <p>しかし、全町的に整備補修の要望が多く、実施するには財政状況も非常に厳しいことから、直ちに要望を受けることは困難であることをご理解ください。</p> <p>また、堆肥センター整備においての交通車両は工事の進捗に伴い一時的に多くなりましたが、基礎工事が完了と同時に今後の車両台数は減少する見込みです。また工事車両の交通法規の順守については、改めて施工業者に周知徹底しますのでご理解ください。（7月15日回答済）</p>	<p>企画調整課 企画調整係 ()</p> <p>建設課 維持係 ()</p> <p>建設課 耕地整備係 ()</p> <p>建設課 建設係 ()</p>

